

# 奈良県公報

## 目次

ページ

○奈良県収入証紙売りさばき場所の変更の承認 〈公 告〉	一	○開発行為に関する工事の完了 する公告 〈収用委員会公告〉	二
○身体障害者福祉法に基づく指定居宅支援事業者からの事業所の変更等の届出	一	○裁判手続の開始	三
○大規模小売店舗の新設の届出に関する	一	○右 同	三
		○審理の開始	四
		○右 同	四

## 告 示

### 奈良県告示第四百二十八号

奈良県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年三月奈良県規則第六十六号）第六條第二項の規定により、次のとおり奈良県収入証紙売りさばき場所の変更を承認した。

平成十六年十二月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

奈良県自動車販売店協会	奈良市南京終町二丁目三	大和郡山市額田部北町九八
指定売りさばき人の名称	変更前の売りさばき場所	変更後の売りさばき場所
売りさばき場所を変更した		

## 公 告

身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第十七条の二十の規定により、指定居宅支援事業者から次のとおり廃止した旨の届出がありました。

平成十六年十二月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

事業者の名	事業者の主たる事務所の所在地	事業所の名	事業所の所在地	居宅支援の種類	廃止年月日
社会福祉法人大淀町社会福祉協議会	吉野郡大淀町下 測一二二三	大淀町社会福祉協議会	吉野郡大淀町 比曾三二七一	デイサービス	平成十六年十月一日
会		身体障害者デイサービス事業所	一		日

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第五条第一項の規定により大規模小売店舗の新設の届出がありましたので、次のとおり公告し、その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載した書面に、氏名及び住所（団体にあつては団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成十六年十二月七日から平成十七年四月七日までに奈良県商工労働部中小企業課に到着するよう提出してください。

平成十六年十二月七日

奈良県知事 柿 本 善 也

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

<p>名称 (仮称) アクロスプラザ天理 所在地 天理市岩室町七三の一番地他 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 大和情報サービス株式会社 住所 東京都台東区上野七丁目一四番四号 代表者 榎本 昌譽</p> <p>三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名 名称 株式会社西松屋チエーン 住所 兵庫県姫路市飾東町庄二六六番地の一 代表者 大村 禎史 名称 株式会社ファーストリテイリング 住所 山口県山口市大字佐山七七一七番地の一 代表者 玉塚 元一 名称 青山商事株式会社 住所 広島県福山市王子町一丁目三番五号 代表者 宮前 省三</p> <p>四 大規模小売店舗の新設をする日 平成十七年七月三十一日</p> <p>五 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 二、九六四平方メートル</p> <p>六 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 駐車場の位置及び収容台数 位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 二二四台 駐輪場の位置及び収容台数 位置 届出書添付図面記載のとおり 収容台数 一一〇台 荷さばき施設の位置及び面積 位置 届出書添付図面記載のとおり</p>	<p>面積 二七〇平方メートル 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 位置 届出書添付図面記載のとおり 容量 二四立方メートル</p> <p>七 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 開店時刻 午前九時 閉店時刻 午後九時 来客が駐車場を利用することができる時間帯 午前八時三十分から午後九時三十分まで 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 位置 届出書添付図面記載のとおり 出入口の数 三箇所 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 午前八時から午後九時まで 届出年月日 平成十六年十一月十五日</p> <p>八 縦覧場所 奈良県商工労働部中小企業課 縦覧期間 平成十六年十二月七日から平成十七年四月七日まで</p> <p>九 縦覧時間 午前九時から午後五時まで</p> <p>一 許可番号 奈良県知事 柿 本 善 也</p> <p>都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事が完了したことを次のとおり公告します。 なお、この開発区域を表示した図書は、奈良県土木部建築課において閲覧できます。 平成十六年十二月七日</p>
---	---

平成十六年八月六日第七四一五五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十九日第六一四〇号

公共施設に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十九日第三五一〇号

三 開発区域に含まれる地域

北葛城郡広陵町大字平尾六四五番地

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

橿原市栄和町五一番地ノ二

増春建設株式会社 代表取締役 増春太

五 公共施設の種類、位置及び区域

道路 北葛城郡広陵町大字平尾六四五番地の一部

下水道 北葛城郡広陵町大字平尾六四五番地の一部

水路 北葛城郡広陵町大字平尾六四五番地の一部

一 許可番号

平成十六年十月二十八日第七四一七五号

二 検査済証番号

開発行為に関する工事の検査済証 平成十六年十一月二十九日第六一三九号

三 開発区域に含まれる地域

高市郡高取町大字兵庫二五六番地ノ六の一部、二五六番地ノ七及び二五六番地ノ八

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

兵庫県伊丹市昆陽字宮ノ前二四番地 サンパティーク昆陽一〇二号

吉川澄夫

収用委員会公告

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成16年12月7日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

1 起業者の名称

奈良県

2 事業の種類

大和郡市計画道路事業3・2・2号大和郡山川西三宅線

3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等

奈良県磯城郡川西町大字吐田

地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)
898番	田	383	432.74	49.58

4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
吉田 昌弘	奈良県磯城郡川西町大字吐田904番地

5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番22号	地役権

6 裁決手続の開始を決定した年月日

平成16年11月26日

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定しました。

平成16年12月7日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 1 起業者の名称  
奈良県
- 2 事業の種類  
大和都市計画道路事業 3・2・2号大和郡山川西三宅線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の所在、地番、地目、地積等  
奈良県磯城郡川西町大字吐田

地番	地目	登記簿上の地積 (㎡)	実測地積 (㎡)	収用しようとする土地の面積 (㎡)
902番1	田	390	397.49	88.94

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
池田 篤司	奈良県磯城郡川西町大字吐田 9 3 6 番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類

氏名	住所	権利の種類
関西電力株式会社	大阪府大阪市北区中之島三丁目3番22号	土地使用権

- 6 裁決手続の開始を決定した年月日  
平成16年11月26日

奈良県起業大和都市計画道路事業 3・2・2号大和郡山川西三宅線に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立事件について、次のとおり審理を開始します。

平成16年12月7日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 1 日時 平成16年12月24日(金) 午前10時
- 2 場所 奈良市鍋屋町15番地 共済会館やまと 大会議室「平城」
- 3 審理対象地 奈良県磯城郡川西町大字吐田 8 9 8 番

奈良県起業大和都市計画道路事業 3・2・2号大和郡山川西三宅線に関する収用裁決申請及び明渡裁決申立事件について、次のとおり審理を開始します。

平成16年12月7日

奈良県収用委員会会長 池田辰夫

- 1 日時 平成16年12月24日(金) 午前10時
- 2 場所 奈良市鍋屋町15番地 共済会館やまと 大会議室「平城」
- 3 審理対象地 奈良県磯城郡川西町大字吐田 9 0 2 番1

発行

奈良県

奈良市登大路町三〇  
電話 〇七四二一三三一一〇一

印刷

株式会社 春日

奈良市三条栄町九一八  
電話 〇七四二一三五七三二二

【定価】 一か月 千五百円 一部売り 一枚につき二十円(共に送料、消費税別)

本誌は再生紙を使用しています。